

(政務活動費用)

(様式 1)

出張報告書

平成 29 年 11 月 7 日

釧路市議会議長 渡辺 慶藏 様

会派名 自民クラブ

代表者名 草島 守之



次のとおり、政務活動費による出張を終えましたので報告します。

受命者	三木 均
出張先	札幌市
期間	平成 29 年 11 月 1 日 ~ 平成 29 年 11 月 2 日 (2 日間)
用務	北海道教育局 コミュニティ・スクールの現状と課題 北海道総合政策部 住宅宿泊事業法と道条例案
調査(研修) 結果等の概要	別紙報告書の通り
備考	

- 注) 1 資料等がある場合、添付すること。資料は、事務局経由で会派へ返却するので、本出張報告書(原本)とともに会派で保管すること。
2 調査結果等の概要是、別紙による記載も認める。

調査テーマ コミュニティ・スクールの現状と課題

日 時 平成 29 年 11 月 1 日 14:00~14:50

場 所 北海道教育局

対応者 子ども支援グループ針ヶ谷主幹、田中指導主事

報告者 三木 均

平成 29 年 11 月 1 日午後 2 時より北海道教育局子ども支援グループ針ヶ谷主幹、田中指導主事にお会いしコミュニティ・スクール（以後 CS と省略）の現状と課題についてお訊きました。以下要約を示す。

CS とは、学校運営協議会制度とも言い、地域住民等が学校運営に参画し、地域と一体となって学校を応援する仕組み、学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取組むことが可能となる「地域とともにある」学校への転換を図るための仕組みである。

文科省は平成 29 年 6 月に、4 月 1 日現在の全国の CS の導入状況を公表しているが、北海道では導入数が前年度比 101 校増の 165 校となり、国全体でも前年度比 796 校増の 3600 校となるなど、CS 導入校は道内はもとより全国各地で着実な広がりをみせている。江別市などは 29 年度市内 26 校全小中学校に CS を導入すべく現在取組み中である。

CS の効果については、協議会での協議を通じて情報共有が進み、学校と地域の理解が深まり、学校への支援体制が強化されるなど学校と地域の協働・連携の効果が様々な形で報告されている。特に教育課程の充実につながる効果的な地域連携の取組みは、学校運営の改善にも大きな成果をあげ、教育の質の向上に大いに貢献している。

また、地域学校本部事業を制度化し、地域学校本部事業推進委員を置き、地域と学校をつなぐコーディネーターとして地域と学校の連携を進めている。CS との一体的な運用によって連携・協力体制が強化されている。

CS の導入促進については、必置の議論が中央審議会で行われてきた。平成 27 年 12 月の中央教育審議会の答申においては全ての公立学校において目指すべきとされたが、平成 29 年 3 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正された中で「努力義務化」とされた。これは、いつどのような形で進めて行くか検討を行い、必要な形で、出来る形で実施していくということを意味し、CS の普及に関しては各自治体の裁量にまかされることである。

以上が要約であるが、釧路市では市内全小中学校 41 校（小学校 26 校、中学校 15 校）の 20% を CS 校化するという数値目標を立て、積極的に取り組んで来た結果、9 校（小学校 6 校、中学校 3 校）で CS 化し目標を達成している。しかし、来年度から新たに始まる（平成 30 年度から 34 年度）教育推進基本計画においては CS の今後の取組みについては触れられていない。CS の効果については上述した通りであるが、地域と学校の連携は単に学校教育の場面だけではなく、少子高齢化が進む地域社会の中にあって、地域包括ケアや防災など様々な場面で益々重要になっている。

事実市内の多くの小中学校は災害時の避難所に指定されており、地域学校ぐるみで避難訓練を実施しているところも多い。また、その中には CS の取組みとして実施しているところもある。他に学校と地域の連携を進める事業や制度が見当たらない現状において、しかも CS の効果が実施校の検証によって明らかになっている現状においては、CS の更なる普及に努めるべきであると思う。

調査テーマ 住宅宿泊事業法（民泊新法）とそれに基づく道条例案の考え方

日 時 平成 29 年 11 月 1 日 15:00～16:00
場 所 北海道総合政策局
対応者 安彦参事、奈良主幹
報告者 三木 均

平成 29 年 11 月 1 日午後 3 時より、北海道総合政策部政策局の安彦参事、奈良主幹より本年 6 月に成立した住宅宿泊事業法（民泊新法）とそれに基づく道条例案の考え方についてお訊きした。以下その要約を示す。

民泊新法とは、訪日外国人急増に伴う宿泊施設不足に対応するため、住宅の空き部屋を有料で旅行者に貸し出す「民泊」のルールを定めたものである。ここ数年日本でも民泊サービスが急速に普及し多様化する宿泊ニーズや逼迫する宿泊需給への対応、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民宿への対応などが問題化し、そのため一定のルールを示すものである。

そこで、住宅宿泊事業者には都道府県知事への届け出(但し、年間提供日数の上限を 180 日（泊）以内)を義務付け、家主居住型の場合は衛生確保、騒音防止、苦情対応など、また家主不在型の場合には住宅宿泊管理業者への委託などを義務付け、更に住宅宿泊管理者、住宅宿泊仲介業者についても登録や様々な義務付けなどを設けている。

新法に基づき条例によって民泊の営業を制限できる地域及び時期として、①小中学校周辺、概ね 100m 以内と授業のある日、②別荘地で別荘所有者が多数滞在する時期、③紅葉時等例年道路渋滞が発生する時期などがあるが、更に、道条例では④不特定多数の人の出入りにより住宅の良好な環境が悪化することを防ぐために住宅専用地域などの平日の営業に制限を加えとしている。但し、実際に制限を行う具体的区域については市町村から聴取する意見を反映することである。

家主が住みながら自宅などを提供するふれあい民泊などは制限の対象外としているが、家主不在型の空き家、アパートやマンションなどの空き室は上述の通り営業できる時期と区域の制限によって運用が制限されている。民泊新法と道条例が悪質な業者を排除し、ごみや騒音など公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブルなどを防止し、民泊に関して良好な環境やサービスを提供するための処置であることから、旅行者には安心・安全な宿泊の場と地域の自然・暮らし・人・食文化と触れ合う機会などを提供し、また既存の宿泊サービスとの調和も図ると共に、地域にとって「まちの活性化」「交流人口の増加」などまちに潤いをもたらす制度ともなる。以上が主な内容である。

釧路市は現在、観光立国ショーケースや国立公園満喫プロジェクトなど観光振興の指定を受け、地域の自然や特産を生かした観光産業の推進にまちをあげて取り組んでいる。

世界一級の観光地づくりとして施設整備や Wi-Fi のフリーゾーンの拡大、様々な場面での多言語化によるストレスフリー化などハード・ソフト両面で整備を進めているが、最近は低予算で国外を旅行するバックパッカーなど個人旅行者も増えている。彼らは SNS を通じた国際的な情報発信源となり、その発信により爆発的にヒットする観光地も増えている。

しかも低予算とふれあいを求めることからホテルや旅館などよりは民泊を好む傾向があ

り、京都はまさにその例である。従って今回民泊に関する法整備がなされることは、絶好の機会であり、釧路市がこれまで力を入れてきた長・短期滞在客の誘致に加え、民泊の推進と民泊客の誘致にも力を入れるべきだはないか。釧路の自然や産物などは世界1級の観光地としてのポテンシャルが充分にあることは観光立国ショーケースの指定からも明らかなので、民泊事業の促進を地域に様々な潤いをもたらすということに加え、情報発信源としても積極的に活用すべきと思う。